

## 大田区スポーツ全国大会等出場奨励事業実施要綱

平成27年 8月 1日 27観国発第10752号 区長決定  
改正 平成 28年 3月 28日 27 観国発第 12485号  
改正 平成 30年 3月 1日 29 観ス発第 11188号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区民のスポーツ意識の高揚及びスポーツ振興を図るため、スポーツ競技で全国大会等（次条に規定する大会をいう。以下同じ。）に出場する個人又は団体に対して交付する大田区スポーツ全国大会等出場奨励金（以下「奨励金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象となる大会)

第2条 交付対象となるスポーツ競技の大会は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 国、地方公共団体、公益財団法人日本体育協会（加盟団体を含む。以下同じ。）若しくはこれに準ずる団体が主催する全国規模の大会であって、出場者が東京都予選会、関東予選会等（以下「予選会」という。）を経て選抜されるもの又はその他区長が必要と認めた大会（以下「全国大会」という。）

(2) 国際的規模の大会であって、国、地方公共団体、公益財団法人日本体育協会若しくはこれに準ずる団体が主催する選考会（以下「選考会」という。）を経て出場する次に掲げるもの又はその他区長が必要と認めた大会（以下「国際大会」という。）

ア オリンピック・パラリンピック大会

イ 世界選手権大会（ジュニア大会を含む。）

ウ アジア大会等（ジュニア大会を含む。）

(交付対象となる者)

第3条 交付対象となる個人は、大田区に在住、在勤又は在学する者とする。

2 交付対象となる団体は、区内に設置された学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第24条に規定する専修学校をいう。）に在学する者若しくは区内に所在する事業所に勤務する者により組織された団体又は区内に本部を置く団体とする。

3 全国大会については、高校生以下の個人又は高校生以下の者により組織された団体を対象とする。

4 次の各号に該当する者は、交付対象としない。

(1) 区から他に類似する支援がある個人又は団体

(2) 全国大会に出場する個人又は団体のうち、同一年度内にこの要綱による奨励金の交付を受けている者

(交付額)

第4条 奨励金の交付額は、次の表のとおりとする。

	個人競技	団体競技
全国大会	1人当たり10,000円	出場選手数に10,000円を乗じて得た額 (200,000円を上限とする。)
国際大会	1人当たり20,000円	出場選手数に20,000円を乗じて得た額 (200,000円を上限とする。)

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大田区スポーツ全国大会等出場奨励金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる大会に応じ、当該各号に定める書類を添付し、区長に申請しなければならない。

(1) 全国大会

- ア 予選会の開催要領及びその結果の分かる書類
- イ 全国規模の大会の開催要領及び出場登録の確認できる書類
- ウ 出場する選手の氏名、住所等を記載した名簿

(2) 国際大会

- ア 選考会の開催要領及びその結果の分かる書類
- イ 第2条第2号アからウまでの大会の開催要領及び出場登録の確認できる書類
- ウ 出場する選手の氏名、住所等を記載した名簿

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるものについては、奨励金の交付を決定し、大田区スポーツ全国大会等出場奨励金交付決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による交付決定をした申請者から大田区スポーツ全国大会等出場奨励金請求書(別記第3号様式)の提出があったときは、奨励金を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 前条第2項の規定により奨励金の交付を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、全国大会等終了後、大田区スポーツ全国大会等出場実績報告書(別記第4号様式)に大会結果が分かる資料を添付し、区長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、原則全国大会等が終了した日から起算して60日の経過する日までに行わなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 出場する全国大会等の開催が中止された場合
- (2) 参加選手が全国大会等の出場を辞退又は取り消された場合
- (3) 虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けた場合
- (4) その他区長が奨励金を交付することが適当でないとしたとき

(奨励金の返還)

第9条 区長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第10条 第8条第1項(第1号及び第2号を除く。)の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、奨励金の返還を命じたときは、奨励金の交付を受けた者をしてその命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、奨励金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合

で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

2 奨励金の交付を受けた者に対し、奨励金の返還を命じた場合において、奨励金の支給を受けた者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第11条 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、奨励金の交付を受けた者の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第12条 第10条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた奨励金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、スポーツ・文化担当部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。